竹林の管理に関して

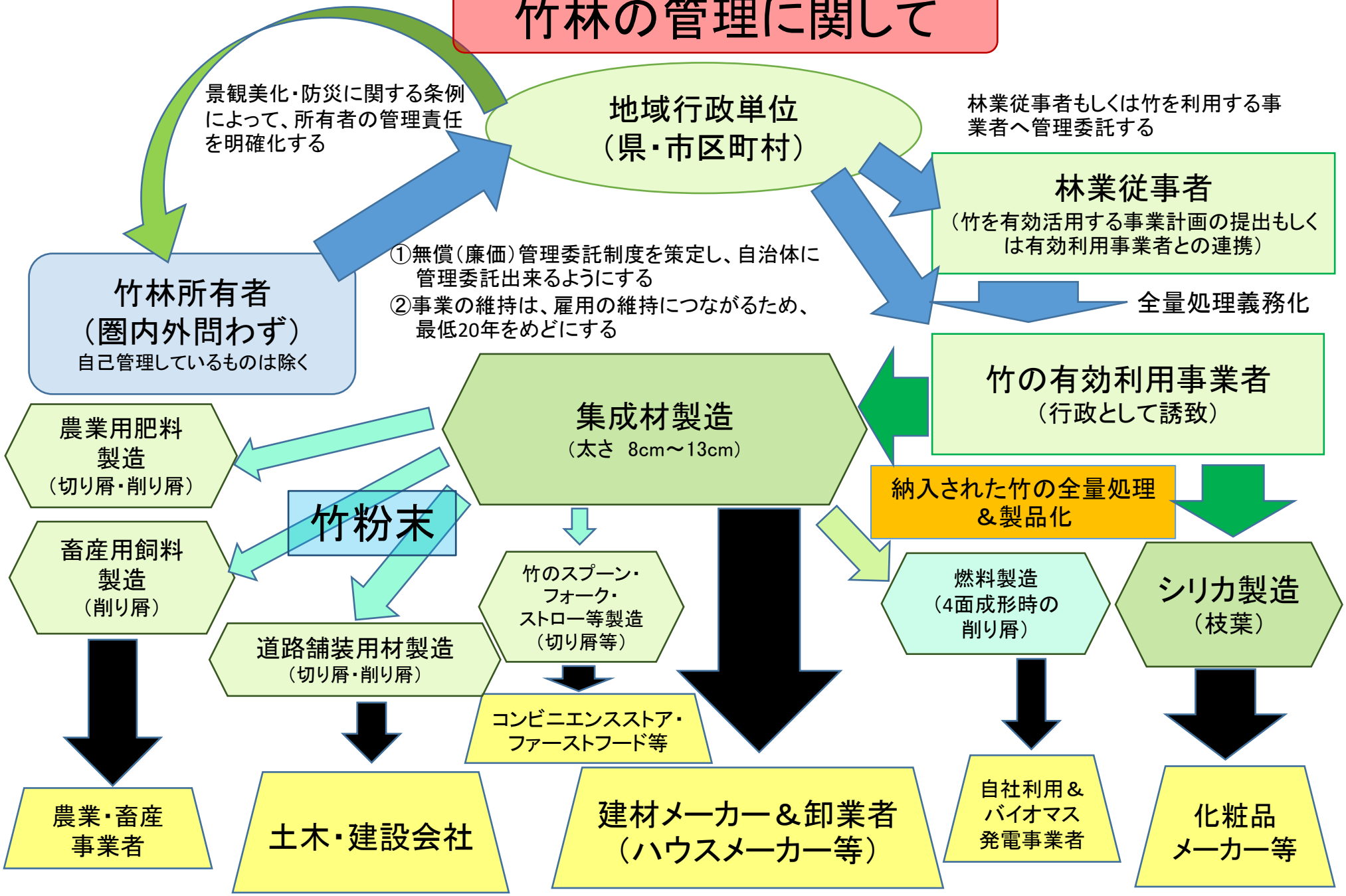
景観美化・防災に関する条例によって、所有者の管理責任を明確化する
地域行政単位（県・市区町村）
林業従事者もしくは竹を利用する事業者へ管理委託する
林業従事者
（竹を有効活用する事業計画の提出もしくは有効利用事業者との連携）
全量処理義務化
①無償（廉価）管理委託制度を策定し、自治体に管理委託出来るようにする
②事業の維持は、雇用の維持につながるため、最低20年をめどにする
竹林所有者（圏内外問わず）
自己管理しているものは除く
竹の有効利用事業者
（行政として誘致）
集成材製造
（太さ 8cm～13cm）
納入された竹の全量処理＆製品化
農業用肥料製造
（切り屑・削り屑）
竹粉末
畜産用飼料製造
（削り屑）
竹のスプーン・フォーク・ストロー等製造
（切り屑等）
燃料製造
（4面成形時の削り屑）
シリカ製造
（枝葉）
道路舗装用材製造
（切り屑・削り屑）
コンビニエンスストア・ファーストフード等
農業・畜産事業者
土木・建設会社
建材メーカー＆卸業者（ハウスメーカー等）
自社利用＆バイオマス発電事業者
化粧品メーカー等